

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和7年5月28日

水曜日

第5380号

目次

教育委員会規則	
○富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	1
告示	
○港湾施設の概要についての一部改正	2
○指定公金事務取扱者の指定	3
○道路の区域変更	4
○道路の供用開始	
○保安林の指定の解除予定	5
公告	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	6
○条件付き一般競争入札の実施	8
正誤	
○令和7年5月14日付け第5374号富山県告示第230号	15

規 則

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和7年5月28日

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会規則第3号

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第4号（備考）中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第18号中

富山県告示第252号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和7年5月28日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都新宿区大久保二丁目7番17号
弁護士法人子浩法律事務所 代表弁護士 小林浩丈
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
富山県営住宅退去者家賃回収業務における家賃の現金収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和7年4月1日

富山県告示第253号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和7年5月28日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県富山市荒町2番21号
北銀リース株式会社
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

富山県奨学資金（一般奨学資金）に係る償還金の収納事務

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和7年5月13日から令和8年3月31日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和7年5月13日

富山県告示第254号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月28日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年5月28日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山立山魚津 線	滑川市寺町 658番4から 滑川市寺町 375番2まで	変更前		最大 8.4 最小 6.9	249.9	新川土木 センター
	滑川市寺町 659番1から 滑川市寺町 375番2まで	変更後		最大 15.6 最小 10.5	249.9	

富山県告示第255号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月28日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年5月28日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山立山魚津 線	滑川市寺町 659番1 から 滑川市寺町 375番2 まで	令和7年5月28日	新川土木 センター

富山県告示第256号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和7年5月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村字下島 702の4 から 702の7 まで（以上4筆国有林）、702の8・715（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、716の1・716の2・利賀村岩渕字見田地71の2（以上3筆国有林）、71の3（国有林。次の図に示す部分に限る。）、72の2・72の3（以上2筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

ダム用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村字下島 789の1・789の2・792の2・793の1・793の2・793の6・793の7・794・795・利賀村岩渕字見田地54の4・54の5（以上11筆国有林）

東側／30台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 店舗①建物北側／50㎡、店舗②建物北側／45㎡、店舗③建物北側／54㎡、店舗④建物北側／20㎡

(変更後) 店舗①建物北側／50㎡、店舗②建物北側／45㎡、店舗③建物北側／54㎡、店舗④建物北側／20㎡、店舗⑤建物西側／60㎡

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 店舗①建物北側／31㎡、店舗②建物北側／60㎡、店舗③建物北側2箇所／158㎡、店舗④建物北側／66㎡

(変更後) 店舗①建物北側／25㎡、店舗②建物北側／26㎡、店舗③建物北側2箇所／90㎡、店舗④建物北側／42㎡、店舗⑤建物西側／21㎡

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時及び午後9時

(変更後) 午前9時及び午後9時45分

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設①／午前10時～午後4時、荷さばき施設②／午前8時～午後6時、荷さばき施設③／午前7時～午後4時、荷さばき施設④／午前10時～午後4時

(変更後) 荷さばき施設①～⑤／午前6時～午後10時

4 変更の日 令和8年1月14日

5 変更の理由 (1)／建物の増築及び倉庫の一部を店舗売場とするため、(2)～(4)／店舗を増築及び配置計画の変更のため、(5)／廃棄物等保管施設を適正な保管容量に改めるため、(6)～(7)／店舗運営計画を変更するため

6 届出の日 令和7年5月13日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年5月28日から令和7年9月29日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、

縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

条件付き一般競争入札の実施について

四季防災館展示リニューアル工事（実施設計・施工一括発注）について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年5月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 四季防災館展示リニューアル工事（実施設計・施工一括発注）
- (2) 工事箇所 富山市惣在寺地内
- (3) 発注工種 建築関係建設コンサルタント業務、一般建築工事
- (4) 工事等概要 実施設計、展示内装・造作工事、メカニカル装置製作、模型造形製作、映像音響ソフト製作、映像音響システム製作、グラフィック製作、展示備品購入、電気設備工事
- (5) 工期 契約を締結した日の翌日から令和8年3月19日まで
- (6) 予定価格 267,690,000円（消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格 有

本工事に限り、展示実施設計部分にあつては富山県委託業務低入札価格調査試行要領第3(2)オを、展示工事部分にあつては富山県低入札価格調査等実施要領第3(2)を準用して、それぞれ算出し、これを合算したものを調査基準価格として設定する。

2 入札に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において当該要件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、この入札に参加することができない。既に入札書を提出しているときは、当該入札は無効とする。

- (1) 政令第 167条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第 100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- (2) 富山県における令和 7・8 年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、建築一式工事の等級が A の者として登載されていること。
- (3) 富山県における土木コンサルタント等の入札参加資格に係る名簿のうち建築関係建設コンサルタント業務に登載されていること。
- (4) 建築一式工事について、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (5) 建築一式工事について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、かつ、3 箇月以上の継続的な雇用関係にある者を専任の監理技術者として配置できること。
- (6) 国又は地方自治体が発注し、平成27年 4 月 1 日から入札参加資格の確認の申請の期限の日までの間に元請として完成した、500㎡以上の防災センター等の防災教育・学習に係る展示施設、体験施設又は類似施設の展示設計業務及び展示工事の施工（契約金額税別 1 億円以上の施工実績に限る。）それぞれの実績を有すること。

この場合において、共同事業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

- (7) 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間ににおいて、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争

入札参加資格の認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 入札参加資格確認書(様式第2号)

ウ 2の(6)に掲げる条件を満たす設計及び工事(以下「同種工事等」という。)の実績(様式第3号の1)

エ 配置予定の技術者(様式第4号)

(2) 上記の様式は、富山県ホームページ(下記URL)からダウンロードし、作成すること。

<https://www.pref.toyama.jp/1901/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/20/1901.html>

(3) 提出期間及び場所

令和7年5月28日(水)から令和7年6月4日(水)まで(富山県の休日定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに富山県危機管理局消防課消防係(以下「担当部署」という。)に必着すること。

(4) 提出方法

持参し、又は書留郵便等発送の記録が残る方法により提出すること。

(担当部署の連絡先)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

電話(076)-444-3188

4 資料の提出

入札に参加を希望する者は、次に掲げる資料を提出すること。

(1) 資料の内容

ア 同種工事等の施工実績(様式第3号の1)に記載されている実績を証明するもの(次の(ア)から(ウ)までのいずれかの書類)

(ア) CORINSデータ又はTECRISデータ(詳細データが含まれる登

録内容確認書)及び契約書の写し

(イ) 富山県以外の機関が発注した設計業務及び工事にあつては、当該機関が発行する証明書(様式第3号の2)

(ウ) (ア)又は(イ)により難しい場合は、設計業務及び工事の施工が証明できる書類(契約書の写し等)、設計業務及び工事の完成が証明できる書類(完成検査結果通知書の写し等)及び当該設計業務及び工事の概要が条件を満たすことを確認できる書類(特記仕様書等)

イ 配置予定の技術者(様式第4号)に記載されている配置予定の技術者の有する資格を証明するもの

(2) 資料の提出期間等

ア 提出期間及び場所

令和7年5月28日(水)から令和7年6月4日(水)まで(休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに担当部署に必着すること。

イ 提出方法

持参し、又は書留郵便等発送の記録が残る方法により提出すること。

5 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を電子メールに添付することで、メールアドレスashoboka@pref.toyama.lg.jpに送信すること。また、送信後には電話で受信されたことを確認すること。

ア 受付期間 令和7年5月28日(水)から令和7年6月13日(金)まで(休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答については、令和7年6月17日(火)までにその概要を富山県ホームページ(下記URL)に質問者名を伏せた上で掲載し、公表するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/1901/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/20/1901.html>

6 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和7年6月5日（木）までに文書により通知する。

7 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、令和7年6月5日（木）から令和7年6月9日（月）（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、担当部署において受け付けるものとする。
- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和7年6月11日（水）までに文書により行うものとする。

8 仕様書及び設計書等の配布及び質問等

- (1) 令和7年5月28日（水）から仕様書、設計書、基本設計図を富山県ホームページ（下記URL）にて掲載し、公表するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/1901/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/20/1901.html>

- (2) 仕様書及び設計書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を電子メールに添付することで、メールアドレスashoboka@pref.toyama.lg.jpに送信すること。また、送信後には電話で受信されたことを確認すること。

ア 受付期間 令和7年5月28日（水）から令和7年6月13日（金）（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

- (3) 仕様書及び設計書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、令和7年6月17日（火）までにその概要を富山県ホームページ（下記URL）に質問者名を伏せた上で掲載し、公表するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/1901/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/20/1901.html>

9 入札期間等

入札期間並びに開札の日時及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 入札期間 令和7年6月18日（水）から同月20日（金）までの午前8時30分か

ら午後5時15分まで

(2) 開札日時 令和7年6月23日(月)午前11時より

(3) 開札場所 担当部署

10 入札の方法等

(1) 入札は、紙入札により行うものとし、参加者は、担当部署に入札書を持参し、又は郵送(書留郵便)により行うものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は1回とする。

11 工事費内訳書の提出

(1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付すること。

(2) 入札参加者が担当部署に持参して入札を行う場合に当たっては、入札箱に入札書を投函する前に、入札を執行する者に工事費内訳書を提出すること。

(3) 入札参加者が郵送する方法により入札を行う場合にあっては、二重封筒とし、表封筒に「入札書及び工事費内訳書在中」と記載し、入札者の氏名、工事名及び開札日時を明記した中封筒に所要の事項を明記し、記名押印した入札書を入れて封かんするとともに、工事費内訳書を別の中封筒に入れたうえで、書留郵便により担当部署あてに郵送すること。

(4) 工事費内訳書の様式は、富山県ホームページ(下記URL)からダウンロードし、作成すること。

<https://www.pref.toyama.jp/1901/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/20/1901.html>

(5) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

12 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

13 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

14 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2のただし書に規定する場合に該当する入札

15 落札者の決定方法

入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、該当各号に定める者を落札者とする。

- (1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合は、その入札をした者に対し、別に定めるところにより調査を行い、落札者を決定するものとする。

ア この調査において、当該契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、調査を受けた者とする。

イ この調査において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者とする。

なお、この調査において、その対象者は、期日までに調査に係る意向申出書及び発注者の求める調査資料を提出しなければならない。

16 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 主任（監理）技術者の専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配

